

「令和8年度和歌山県立学校ICT支援業務」 公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「令和8年度県立学校ICT支援業務」公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザルにおいて、応募者からの提出物について、公平かつ適正な審査を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員5名とする。

3 審査方法

審査委員は、実施要領に定める委託事業者の選定方法に基づき、別紙審査票に評価結果を記入するものとする。

なお、応募多数の場合には、委託者が、別紙審査票の審査項目に基づき、提出書類の内容により事前審査・評価を行い、上位と評された者に対し、選定委員会による審査を行うものとする。この場合、上位に入らなかった者に対しては、事前に通知する。

4 採点方法

別紙審査票の審査項目に基づき、各項目の配点の合計を70点満点として各審査員が評価を行う。

ただし、各項目において提案をしていない、または提案の体裁が整っていない場合は、0点とする。

5 委託予定事業者の選定

(1) 各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち最高評価点の提案者1者を委託候補者とする。

(2) 最高評価点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

提案金額も同額の場合は、選定委員会は、各評価内容を参考に、協議の上、委託候補者を選定する。

(3) 提案者が1者の場合においても、審査会における評価の結果、各委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を委託候補者を選定する。